

置いていくの？



動物を捨てることは**犯罪**です

愛護動物※を遺棄虐待した場合は1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
殺傷した場合には5年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金に処せられます。

※愛護動物とは、牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひるのほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものをいいます。

